

令和7年度東海村障がい者総合支援協議会 第1回安心部会 会議録

開催日時	令和7年7月4日（金）午後3時30分～5時10分
場 所	東海村総合福祉センター「絆」ボランティア室1
出席者	＜安心部会＞ 坂下部会長，富田副部会長，有賀会長，有阪副会長，恩智委員，土屋委員，照沼委員
欠席者	宇都宮委員
次 第	＜安心部会＞ 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 （1）令和7年度東海村風水害対応訓練の結果について （2）その他 4 今後の予定
議 事	＜安心部会＞ （1）令和7年度東海村風水害対応訓練の結果について ○担当から説明後に質疑応答 【避難行動要支援者について】 ●避難行動要支援者が参加できたことは良かったが，自治会に参加していない方への周知方法が課題となる。 ●避難行動要支援者の人数の把握や選定の方法はどのようにしているのか？ ●避難行動要支援者名簿への登録方法は？ ●登録希望者をあらためて確認するべき。 ●村内の重度障がい者の人数を把握することで，災害が起きた際に役立つと思う。 ○村内では避難行動要支援者約100名のうち，障がいのある方は20名程度おり，登録は当事者の手上げや民生委員等からの推薦により，対象者へ登録の希望を確認して実施している。 【避難行動要支援者の個別支援計画について】 ●対象者すべてに個別支援計画を作成しているのか？ ●国は，登録者以外の個別支援計画の作成や，相談支援専門員との連携を求めている。 ●対象者の避難先も決められているのか？ ○本村では，災害時の支援を希望する約20名すべての個別支援計画を作成している。個別支援計画に避難先（避難所）も記載している。 ○国は，障がいのある方などを要支援者とし，その中でも自身や家族など自力では避難できない方を避難行動要支援者と定義している。現状では要配慮者すべての個別支援計画は求められてないと認識している。

	※会議後、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者を対象とした個別支援計画の作成は市町村の努力義務とされた一方で、要配慮者の個別避難計画作成は義務付けられていないことを確認した。 【その他】 ●引きこもり者の把握や災害時の対応についてはどのようにしているのか？ ○引きこもっている方全員に障がいがあるわけではないが、把握はたいへん難しい。災害時には家族や近所で声をかけあって、必要に応じて避難所に避難してほしい。 ●地域住民の災害に対する危機意識の高さを保つための工夫は？ ○毎年全国各地で地震や大雨の被害が発生し報道されているが、「自分ごと」として認識し対策を講じることのできる人ばかりではない。地道に地域や学校などで防災訓練や啓発を続けていく必要がある。 ●水害の可能性がある障害福祉サービス事業所はあるのか？ ○本村の浸水想定区域内に障害福祉サービス事業所はない。 ●マンホールトイレは各避難所にあるのか？ ○マンホールトイレは、基幹避難所である各コミセンや総合福祉センター「絆」、総合体育館、照沼小学校に整備している。東日本大震災のような大規模な災害発生時には、電気や水道が止まってしまう、水洗トイレが使用できなくなる可能性がある。そのため、下水道管に接続する排水設備上に便器や仕切り設備を設置し、し尿を直接下水道管に流すことで、避難所の衛生環境を改善できる。 ●基幹避難所と避難所の違いは？ ○基幹避難所は、災害時に小中学校などその他の避難所（補完避難所）よりも優先して開設するもので、発電機や投光器などの防災設備を備えている。 ●今後の避難訓練には、地域の福祉従事者へも協力を得る必要があるだろう。 ●安心サポーターや民生委員向けの研修を開催するべき。 ●施設や相談支援事業所へも避難訓練への参加依頼をするべき。 ●避難訓練の防災行政無線やサイレン等が負担に感じる住民もいる。 ●避難行動要支援者の避難訓練の参加後の意見は？ ○避難訓練に参加した避難行動要支援者からは、「参加できて良かった。避難所の雰囲気を知ることができた」「自宅環境が整っているので、実際には避難しないだろう」等の声が聞かれた。 （委員一同、了承） （２）その他 【令和7年度自殺対策強化事業「SOSの出し方に関する講座」報告】 富田委員 ●6月3日に東海南中学校1年生を対象に実施した講座のアンケート結果を共有する。相談方法や話を聞く方法について、グループワークを通じて学びを深めた。 【安心部会における検討事項について】
--	---

	○総合支援協議会の基本的な役割はソーシャルアクションであり，障がい福祉や地域福祉に関わる各々の立場から，地域課題の共有と改善に向けた取組みを安心部会として進めてほしい。 ●安心部会として何かしらの成果を出せるように継続的に話し合いを進めていきたい。 ●避難訓練の際に，家のコンセントを抜いている世帯がいるため，安心して避難訓練に参加できるような取組みをしていくべき。 ●住民に「避難所に行く」と安心「避難所には理解してくれる人がいる」と理解してもらえるように，アクションを起こしていく必要がある。 ●水害だけでなく，他の災害の対応についても検討していくべき。 ●災害時には全ての住民がパニックになることが予想されるため，福祉避難所と他の避難所の違いを周知していくべき。 ●障がいを持つ家族がいることで，「迷惑をかけられない」と考え，避難訓練に参加できない住民がいる。安心して参加できるような取組みをしたい。村職員と顔の見えるつながりが持てると安心できる。 ○検討内容案 ・障がい者の避難訓練のあり方 ・避難行動要支援者の選定のあり方 ・避難計画のあり方 ・東海村障がい者プランにおける「災害時に困ること」の改善（委員一同，了承）
そ の 他	○次回は9月18日（木）午後3時30分から総合福祉センター「絆」ボランティア室2にて開催予定。